

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

皆様お悩みの問題社員対応。注意指導のセオリーを弁護士伊山正和が渾身解説しました。
珠玉の記事ですので、ぜひお見逃しなく！

2022年7月7日から侮辱罪が厳罰化し、法定刑に懲役刑が加わりました。
これにより、逮捕のハードルが下がり、公訴時効も延び、教唆や幫助も処罰対象になりました。
今後、ネット中傷がどの程度立件されるのか、寛容な社会に近づくのか、注目です。

それでは、今月号のメルマガを始めます。

このメルマガは転送大歓迎です！

転送に際してご連絡いただく必要はありません。
どんどん転送してください。

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

【1】皆様への情報提供

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2022年7月21日（木）15時～16時・無料・オンライン】

テーマ：今からでも間に合う 公益通報制度（外部通報・内部通報）新規導入対応セミナー

担当：弁護士 伊山正和

[https://kyotosogo-law.com/post-4249/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4249/?zc_cid=${CONTACTID})

2022年6月1日より「改正公益通報者保護法」が施行されました。

従業員 300 名以上の企業は、外部通報窓口および内部通報窓口の設置等の対応が必要になりました。

300 名以下の企業も、助言・指導、勧告に従わない場合には公表される可能性があります。

今回の法改正の対応に向けて、どのようなスキームを組めば良いのか。

本セミナーでは、今回の法改正の概要に加え、企業として対応すべきポイント、公益通報制の導入のステップ等を中心に、具体的かつ簡潔に 60 分でお伝えします。

無料・オンラインで開催しますので、是非ご参加ください。

消費者庁が公表した「公益通報ハンドブック」はこちらです。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_220705_0001.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_220705_0001.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

【2022 年 8 月 18 日（木） 15 時～16 時・無料・オンライン】

テーマ：これも著作権侵害！？～弁護士が教える著作権侵害の実例と対処のポイント～

担当：弁護士・弁理士 拾井美香

[https://kyotosogo-law.com/post-4335/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4335/?zc_cid=${CONTACTID}$)

自信をもって著作権の取り扱いができていますか？

著作権の侵害は商用利用している側の企業、されている側の企業双方にとって、紛争に発展し企業経営にも大きなリスクとなり得ます。一方、「どこまでが著作物に該当するのか、どのような行為が著作権侵害に該当するのかが分からない。」「他の企業でも似たような取り扱いをしている。」等、著作権侵害を甘く考えている企業も数多く見受けられます。

本セミナーでは、弁護士と弁理士の両方の資格を持つ専門家が、実例を交えながら対処のポイントを解説します。

セミナー参加特典として、アンケート回答して下さった企業様には、無料で著作権に関するワンポイントアドバイスを実施させていただきます。

無料・オンラインで開催しますので、是非ご参加ください。

◆労務◆

【問題社員対応】

冒頭でご紹介した問題社員に対する注意指導のセオリー。弁護士伊山正和による渾身解説です。

Don't miss it!

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=${CONTACTID}$)

<目次>

- ・「いつか気づいてくれるはず」の「いつか」は「いつまでも」訪れません
- ・「口頭注意」は「証拠」にならないので「書面」での注意と指導が必要不可欠です
- ・注意指導はこのような書面で行うことがポイントです
- ・問題社員への対応はプロジェクト的に行うことが必要です
- ・注意指導書のひな型の無料提供

【判例解説・変形労働時間制】

従業員の労働時間管理をどうするかは悩ましい問題です。労働時間管理がきちんできていないと、予期せぬ残業代請求を受け、経営が傾くどころか、会社が潰れてしまうケースもあります。

そうならないためにも、裁判例から多くの「失敗」を学ぶことは重要です。今回ご紹介する裁判例（長崎地判令和3年2月26日判時2513号63頁）は、「変形労働時間制」を採用していたものの、それが無効と判断されてしまった事例です。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=803?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=803?zc_cid=${CONTACTID}$)

◆知的財産◆

【知的財産専用ページ】

当事務所 HP に知的財産専用ページを設け、著作権侵害、商標権侵害、意匠権侵害、不正競争、特許権侵害、実用新案権侵害等の知的財産にまつわるトラブルへの対応方法を解説しています。

随時記事を追加していますので、時々チェックしてください。

[https://kyotosogo-](https://kyotosogo-law.com/)

[law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID}$)

特にご相談の多い著作権、商標権、不正競争についてはより詳細な解説ページを作成しました。先月からは、著作権のページに、

- ・住宅地図の著作物性が肯定された事例
- ・応用美術の著作物性が否定された事例（タコの滑り台事件）

の解説記事を追加しています。

【著作権】

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/tyosakuken/?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]\\$](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/tyosakuken/?zc_cid=$[CONTACTID]$)

【商標権】

[https://kyotosogo-law.com/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%ae%e5%95%86%e6%a8%99%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]\\$](https://kyotosogo-law.com/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%ae%e5%95%86%e6%a8%99%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=$[CONTACTID]$)

【不正競争】

[https://kyotosogo-law.com/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%ae%e4%b8%8d%e6%ad%a3%e7%ab%b6%e4%ba%89%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]\\$](https://kyotosogo-law.com/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%ae%e4%b8%8d%e6%ad%a3%e7%ab%b6%e4%ba%89%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=$[CONTACTID]$)

◆会社法◆

【違法な利益供与】

京都新聞 HD が、大株主に対し、過去に支払った相談役報酬等の返還を求める訴訟を提起しました。請求額は、過去 34 年間に支払った総額約 19 億円の一部である 5 億円ようです。

会社法 120 条 1 項は、株主の権利の行使に関し、会社が財産上の利益を供与することを禁じています。

同条 3 項は、利益を受けた者に対し、会社にその利益を返還しなければならないことを定めています。

同条 4 項は、違法な利益供与に**関与した取締役や執行役**に対し、利益を受けた者と**連帯してその利益を会社に返還する義務**を負わせています。

今後、関与していた役員への責任追及の有無も注目です。

◆広告・販売規制◆

【適格消費者団体の動き】

京都の適格消費者団体が、東京の化粧品販売会社を提訴しました。定期購入契約（サブスク）であるにもかかわらず、「お試し」を装った広告で消費者を誤認させているというのが論拠のようです。

この6月1日から施行されている改正特定商取引法12条の6第1項により、通信販売でサブスクを行う場合、

- ①分量
- ②販売価格・対価
- ③支払の時期・方法
- ④引渡・提供時期
- ⑤申込みの撤回、解除に関すること
- ⑥申込期間（期限のある場合）

を最終確認画面に明示する必要があり、**定期購入契約ではないと誤認させるような表示等は、「人を誤認させるような表示」として禁止**されます。

本件では、問題となった広告において、「初回特別価格約79%OFF」「1980円」と表示されていましたが、実際には定期購入契約を締結させるものであり、解約する場合は通常価格との差額の支払いが必要とされていました。

サブスクをめぐる消費者トラブルは後を絶たず、**規制が強化される一方**です。直接罰則を受けることもあり、本件のように適格消費者団体による差止訴訟を提起されることもありますので、広告や最終確認画面については**慎重に**チェックしましょう。

【優良誤認表示（課徴金納付命令）】

「新型コロナウイルス対応・空間除菌」、「アルコールの10万倍の除菌力」等と表示することにより、あたかも、アルコールの10万倍の除菌力を有しており、自動車内又は室内に設置することで、自動車内又は室内において、新型コロナウイルスを除去する効果及び空間に浮遊する菌を除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていたケースで、**693万円**の課徴金納付命令がなされました。

なお、この会社は、景品表示法第9条に基づく自主的報告を行いました。消費者庁長官は、この自主的報告は、課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであったとして、減額を認めませんでした。

【優良誤認表示（課徴金納付命令）】

「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」、「家・電車・オフィス・学校・病院等ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」等と表示することにより、あたかも、身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除去又は除菌される効果を得られるかのように示す表示をしていたケースで、**363万円**の課徴金納付命令がなされました。

【AIによる契約書チェックサービスの適法性】

先月号のメルマガでもご紹介しましたが、AIによる契約書チェックサービスが弁護士法72条に違反しないかどうかについて、法務省が立て続けに弁護士法72条に違反する可能性があるとの見解を示しています。

サービスを提供している業者側から猛反論がなされており、お陰で議論が深化しそうです。

現時点ではまだまだ人間が上回りますが、いずれAIが上回る時代が来るでしょう。それでも、契約書チェックが割と好きな私としては、**AIが見落とす致命傷を指摘できる最後の牙城**となれるよう研鑽を重ねます。

京都総合法律事務所の契約書チェックサービスはこちらです。

[https://kyotosogo-law.com/wp-content/uploads/2020/11/%E5%A5%91%E7%B4%84%E6%9B%B8%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3.pdf?zc_cid=\[\\$\[CONTACTID\]\\$](https://kyotosogo-law.com/wp-content/uploads/2020/11/%E5%A5%91%E7%B4%84%E6%9B%B8%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3.pdf?zc_cid=[$[CONTACTID]$)

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【ハラスメント相談窓口】

京都総合事務所ではハラスメント相談窓口の外部委託業務を承っております。

具体的な業務内容は次のとおりです。

①一次対応（外部相談窓口の開設）

「ハラスメント外部相談窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知していただき、相談があった場合、内容をお聴きし、相談者の意向を踏まえ、貴社ご担当者様にご報告させていただきます。

②二次対応（オプション）

相談内容を踏まえ、事案に応じてハラスメント調査や社内対応（対象者の処分やハラスメント防止体制の見直し等）をバックアップさせていただきます。

外部相談窓口は月額3万円（税別）から、**最短で即日開設**できます。

お問い合わせ・お申込みは下記 URL から承ります。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\[\\$\[CONTACTID\]\\$](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=[$[CONTACTID]$)

【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=${CONTACTID})

【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID})

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

<基本>

1広告あたり2万7500円（税込み）

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

<代替表現のご提案>

+2万7500円（税込み）

<継続的なご依頼>

月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=${CONTACTID})

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID})

【3】セミナー案内

【2022年7月21日（木）15時～16時・無料・オンライン】

テーマ：今からでも間に合う 公益通報制度（外部通報・内部通報）新規導入対応セミナー

担当：弁護士 伊山正和

[https://kyotosogo-law.com/post-4249/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4249/?zc_cid=${CONTACTID})

【2022年8月18日（木）15時～16時・無料・オンライン】

テーマ：これも著作権侵害！？～弁護士が教える著作権侵害の実例と対処のポイント～

担当：弁護士・弁理士 拾井美香

[https://kyotosogo-law.com/post-4335/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4335/?zc_cid=${CONTACTID})

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.13 を発行しました。

- 知的財産トラブル入門（弁護士・弁理士 拾井美香 ほか）
- 新メンバーのご紹介（弁護士 小山田桃々子、弁護士 吉田遼太）

[https://kyotosogo-law.com/category/letter/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/category/letter/?zc_cid=${CONTACTID})

【編集後記】

2022年7月号、いかがでしたでしょうか？

今回ご紹介した問題社員に対する注意指導のセオリーは、弁護士伊山正和の長年の研究の成果が詰まった虎の巻です。

問題社員対応はどの会社も頭を抱える問題です。しかし、明確なセオリーがあります。そして、セオリーはセオリーどおり最後までやり切ってはじめて効果が出ます。中途半端は逆効果です。

険路の道しるべとして、ぜひご活用ください。

まるで8月のような6月でしたね。いつもの6月はどこに消えた？

ベランダのガジュマルがカラッカラになって、これはやばい…という状態でしたが、台風のお陰で降った雨で息を吹き返し、新芽が一気に芽吹いてきました。

植物が元気な姿を見ると、こっちも元気になりますね。気持ちが一気に前向きになっています。

交流戦で一気に息を吹き返したように見えた阪神タイガースですが、鯉わずらいでやや足踏み。

それでも、投手陣の整備が進みつつあり、ようやく型ができてきたように感じます。「型破り」と「形無し」は違ふとよく言われます。私も武道に精を出していた時期がありますので、よくわかります。開幕当初はまさに「形無し」の状態でした。

近本光司選手の30試合連続試合安打に拍手を送り、次は日本新記録を打ち立ててくれることを期待しましょう！そろそろカイル・ケラー選手が覚醒しそうなのも楽しみです。

F1・第9戦カナダGPは、マックス・フェルスタッペン選手（レッドブル）とカルロス・サインツ Jr.選手（フェラーリ）のマッチアップで、最後は0.993秒差でフェルスタッペン選手が振り切るという、手に汗を握る攻防でした。

第10戦イギリスGPでは、そのサインツ Jr.選手が150戦目にして悲願の初優勝！本当におめでとうございます！周冠宇選手（アルファロメオ）が、タイヤバリアを飛び越え、回転しながら観客席間際のフェンスに激突する大クラッシュとなりましたが、ヘイロー（安全装置）が威力を発揮し、本当に良かったです。ヘイローの有用性にもはや議論の余地は無いでしょう。

第11戦オーストリアGPでは、フェラーリのエース、シャルル・ルクレール選手が優勝、1.532秒差の2位にはフェルスタッペン選手。サインツ選手にマシントラブルが無ければフェラーリのワンツーだったかもしれません。

2 か月前はレッドブルが圧倒的に優勢だったレッドブルとフェラーリのバトル。ポイントはまだレッドブルがリードしていますが、この1 か月はフェラーリがやや優勢となっています。

そして、注目されるのは、ルイス・ハミルトン選手（メルセデス）の3戦連続3位。マシンバランスの改善の兆しか。

レッドブル、フェラーリ、メルセデスの三つ巴に目が離せなくなってきました！

オーディオブックでは、稲盛和夫氏から、哲学者・中村天風氏の一句

「新しき計画の成就是ただ不屈不撓の一心にあり さらばひたむきにただ思え 気高く強く一筋に」
を教えてくださいました。

JAL の会長就任時の挨拶で紹介されたこの言葉、私も一心に・ひたむきに・一筋に思います。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID}$)

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID}$)

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%>

[e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}](http://www.kyotosogo-law.com/87/?zc_cid=${CONTACTID})

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com